

# 第21回 国内クレジット認証委員会 議事要旨

国内クレジット認証委員会事務局

日 時：平成23年10月3日（水） 15：00－16：30

場 所：経済産業省別館11階 1111号会議室

出席委員：茅委員長、大塚委員、熊崎委員、松橋委員、宮城委員、棕田委員

## 1. 国内クレジットの認証

- ・ 資料1に基づき、認証申請を受け付けた国内クレジットについて、申請内容の概要や、審査機関による実績確認結果を事務局より説明。審議の結果、78件の国内クレジット認証申請について、認証され、計46,052 t-CO<sub>2</sub>の国内クレジットが発行された。

## 2. 排出削減事業の承認等

- ・ 資料2に基づき、承認申請を受け付けた排出削減事業について、申請内容の概要や、審査機関による審査結果を事務局より説明。審議の結果、57件の排出削減事業（うちプログラム型排出削減事業7件）について承認された。資料3に基づき、提出のあった57件の排出削減事業計画案（うちプログラム型排出削減事業計画案は3件）について事務局より報告が行われた。

## 3. 東日本大震災を踏まえた増系統電力案件の取扱い

- ・ 資料4に基づき、東日本大震災を踏まえた増系統電力案件の取扱いについて、事務局より説明し、了承された。

## 4. 排出削減方法論の承認等

- ・ 資料5に基づき、前回の委員会（平成23年7月27日）までに申請を受け付けた排出削減方法論について、パブリックコメント（7月28日～8月10日に募集）の結果と、各種承認要件に係る審査結果を事務局より説明。審議の結果、9件（うち排出削減方法論の修正は3件）の排出削減方法論について承認された。
- ・ 資料6に基づき、申請を受け付けた5件の排出削減方法論について、事務局より報告が行われた。
- ・ 参考資料8に基づき、排出削減方法論（案）の取下げ手続きについて事務局より説明し、了承された。

## 5. その他

- ・ 次回以降の委員会は、第22回については平成23年12月9日（金）16時00分～17時30分、第23回については平成24年2月20日（月）15時00分～16時30分、第24回については平成24年3月23日（金）13時00分～14時30分に開催する予定とした。

## 6. 委員の発言及び質疑

### <東日本大震災を踏まえた増系統電力案件の取扱い>

（大塚委員）

- ・ 今回の取扱いについては電力使用制限令が解除されたので、基本的に良いと考えるが、今冬や来夏において再度電力需給状況が逼迫する事態となった場合は、資料に記載されているとおり、本取扱いについて再度検討頂きたい。

（松橋委員）

- ・ 東日本大震災に伴う増系統電力案件の特例ルールを設けた際、電力需給状況が逼迫するような時期に増系統電力となる案件が東京・東北電力管内から多数出てくるような事態はまず考えられないため、朝令暮改となりかねないルールの変更までを行うのではなく、運用で対応することが望ましいのではないかという意見を述べさせていただいた。
- ・ そのため、今回、元の運用に戻すことということについては構わないと思うが、来夏においても電力需給状況が逼迫する可能性がエネルギー環境会議等で指摘されており、また、今夏において電力制限令が無かった関西電力管内においても、来夏に十数%の電力供給不足が予測されているなど、今後も電力需給状況が逼迫する事態は十分に想定される。そのような事態となった時に、今回のように移行限界電源方式のみを適用するといった対応を行うのではなく、電力の排出係数の実態を見極めたうえで、増系統電力案件そのものが本当にCO<sub>2</sub>削減になるのかどうかといったことも踏まえ、制度としてどう扱っていくのかということを考えるべきではないかと思う。
- ・ また、電力の排出係数の更新が2年ぐらい遅れているということがあがるが、大きな状況変化が起こっている中では、排出係数をもっと早く更新していく必要があるのではないかと感じている。

（事務局（経済産業省））

- ・ 排出係数の取扱いについては、本日ご欠席の森口委員や環境省からもご懸念を頂いているところである。まずは政府、特に資源エネルギー庁を中心にして、電力需給が逼迫するような事態を起こさないようにするためにはどうすればいいのかということを考えているところであるが、今冬については余力が少しあるような見通しも示されているものの、来夏については再び厳しい状況が予想されており、そのような状況になった場合は、制度としてどのように対応すべきか、松橋委員の朝令暮改のご懸念についても留意しつつ、再度ご意見を伺いたいと考えている。

<排出削減方法論の承認等>

(松橋委員)

- ・ 方法論028-Aの化石燃料からバイオガスへの切り替え、方法論038の天然ガス自動車への更新、038-Aの天然ガス自動車の新規導入については、すべて株式会社鹿児島TLOから申請がなされている。これはバイオガスを製造し、製造したバイオガスを天然ガス自動車に導入していくといった事業がもともと念頭にあって、それを技術ごとに分けて別々の方法論として申請したと見受けられるが、そのような認識で良いか。

(事務局)

- ・ 鹿児島県志布志市において、地域資源であるバイオマスを活用した循環型の社会システムの構築を目指したバイオマスタウン構想を考えている中で、モデル事業の一部としてこれらの方法論を事前に整備したいということで今回申請に至ったと聞いている。

(松橋委員)

- ・ 自動車に入るガスはバイオガスベースということになるため、バイオガスには硫黄分などが含まれカロリーが低くなるといった問題がある。事業の目的が、このような低カロリーでも走行可能な天然ガス車を開発するといったことを主としているのか、それとも、バイオガス精製で完全に精製を行い、ほぼ100%メタンに近いガスを製造することを主としているのか、確認させて頂きたい。

(事務局)

- ・ 現時点で聞いている事業概要の範囲では、自動車自体の開発ということではなく、後者のバイオガス精製を主目的とすると聞いている。

(松橋委員)

- ・ そうであるならば、方法論038及び038-Aは、一般的なCNG車にも適用が可能であるという認識で良いか。

(事務局)

- ・ ご認識のとおり、一般的なCNG車にも適用可能である。

文責：事務局